

熊本地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

熊本労働局一般公示第8号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、「百貨店, 総合スーパー最低賃金」及び「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、熊本県の区域内で「百貨店, 総合スーパー」及び「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「熊本地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年9月18日

熊本労働局長 金谷 雅也

記

熊本地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、熊本県の区域内で「百貨店, 総合スーパー」及び「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、熊本県の区域内で「百貨店, 総合スーパー」及び「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和 8 年 10 月 1 日（木）

(3) 推薦書の提出先

熊本労働局労働基準部賃金室

（〒860-8514 熊本市西区春日 2－10－1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階）

令和 年 月 日

熊本労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

熊本地方最低賃金審議会熊本県百貨店, 総合スーパー最低賃金専門部会 {労働者代表／
使用者代表} 委員の候補者の推薦について

標記について下記の者を、別添の内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職（現在の職業、所属団体、地位 をすべて記入すること。	略 歴

別 添

内 諾 書

熊本労働局長 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、熊本地方最低賃金審議会熊本県百貨店, 総合スーパー最低賃金専門部会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。

令和 年 月 日

熊本労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

熊本地方最低賃金審議会熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機
関製造業最低賃金専門部会 {労働者代表／使用者代表} 委員の候補者の推薦について

標記について下記の者を、別添の内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、地位 をすべて記入すること。	略 歴

内 諾 書

熊本労働局長 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、熊本地方最低賃金審議会熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、
船用機関製造業最低賃金専門部会委員に任命されたときは、就任することを内諾しま
す。